

## ◆大学院の目的（白鷗大学大学院学則第2条及び第4条の2抜粋）

（目的）

**第2条** 本大学院は、白鷗大学の目的及び使命に則り、さらに広い視野に立って、精深な学術の理論及び応用を教授研究し、専攻分野における高度な専門性を必要とする職業等に対応することができ、かつ、国際的視野に立って活動する人材を育成することを目的とする。

（各研究科の目的）

**第4条の2** 第2条に従い、各研究科は次に掲げる研究及び教育を目的とする。ただし、法務研究科については別に定めるところによる。

- （1） 経営学研究科は、研究成果及び専門知識を活かし、地域経済を支える人材、グローバルなビジネスの現場で活躍できる人材及び研究職に携わる人材の育成を目的とする。
- （2） 法学研究科は、研究成果及び専門知識（資格取得も含む。）を活かし、専門的職業を遂行できる人材、地域社会等に貢献できる人材及び研究職に携わる人材の育成を目的とする。